

## 共済からの支援制度

資金繰り支援に関しては、震災前の借入に関する「債務負担の軽減」や、震災後に必要となった運転資金、設備投資のための「融資制度」「信用保証制度」、また「共済制度」における支援があります。

各都道府県でも被災地域を中心に独自の融資制度を実施しています。

### 1. 小規模企業共済

#### （1）掛金納付期限の再延長

小規模企業共済制度は、「掛金納付期限の延長」の期間が再延長されています。

平成 23 年 9 月分までの掛金の納付期限を延長した契約者は、お申し出により、

- ①平成 23 年 9 月分までの掛金の納付期限がさらに 6 ヶ月延長となり、また平成 23 年 10 月分から平成 24 年 3 月分までの掛金の納付期限も延長となります。
- ②掛金請求の再開時期は平成 24 年 4 月です。

#### （2）特例災害時貸付の実施

災害によって直接・間接に被害を受けた契約者（小規模企業共済にご加入されている方）を対象とした貸付制度です。また、計画停電、資材等の流通難、風評被害等の影響によって 1 月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者に対する貸付制度もあります。

##### （対象者）

- ①災害時貸付  
災害によって直接・間接に被害を受けた契約者
- ②緊急経営安定貸付  
計画停電、資材等の流通難、風評被害等の影響によって 1 月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者

##### （貸付限度額）

- |           |         |
|-----------|---------|
| ①災害時貸付    | 2000 万円 |
| ②緊急経営安定貸付 | 1000 万円 |

##### （貸付金利）

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| ①災害時貸付    | 0.9%（直接の被害者に限り無利子「特例災害時貸付け」） |
| ②緊急経営安定貸付 | 0.9%                         |

##### （貸付期間）

- |        |          |                 |
|--------|----------|-----------------|
| ①災害時貸付 | 500 万円以下 | 4 年（据置期間 12 ヶ月） |
|        | 505 万円以上 | 6 年（据置期間 12 ヶ月） |

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

②緊急経営安定貸付 500万円以下 3年  
505万円以上 5年

（問い合わせ先）  
独立行政法人中小企業基盤整備機構

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構『東日本大震災に対する小規模企業共済制度の特例措置について』（平成23年5月13日更新）  
<http://www.smri.go.jp/skyosai/announce/059477.html>  
独立行政法人中小企業基盤整備機構『東日本大震災に対する小規模企業共済制度の特例措置の延長について』（平成23年8月8日）  
<http://www.smri.go.jp/skyosai/announce/061802.html>

## 2. 小規模企業共済（共済契約者の家族への支援）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により小規模企業共済契約者が行方不明になっている場合に、共済契約者の家族を対象に、最高2,000万円（ただし掛金総額の7～9割の範囲内）の貸付けを行います。

小規模企業共済は、事業を廃止した際などに共済金を支払う、いわば「個人事業主等の退職金制度」ですが、事業の廃止前に共済契約者が死亡した場合には、その遺族に共済金が支払われます。

災害などにより共済契約者が行方不明となった場合は、共済契約者の死亡が確認されるまで遺族に共済金を支払うことができませんでしたが、東日本大震災により行方不明となった共済契約者の家族に対しては、掛金総額の7～9割の範囲内で最高2,000万円の貸付けを無利子で行います。

これにより、共済契約者の死亡が確認され遺族に共済金が支給されるまでの間、共済金の一部を家族の生活資金や事業資金として利用できるようになります。

なお、貸付けの対象となる家族は、共済金が支給される場合の第一位の受給権者です。

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構『東日本大震災で行方不明となっている共済契約者のご家族への支援について』（平成23年5月13日）  
<http://www.smri.go.jp/skyosai/announce/059477.html>

## 3. 倒産防止共済

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）に加入している契約者を対象に、担保・無保証人で貸付けをおこなう「共済金貸付」制度と、臨時の事業資金の貸付けをおこな

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

う「一時貸付金」制度があります。

（対象者）

①共済金貸付

（イ）取引先企業が倒産した契約者

（ロ）受け取った手形の不渡り処分が猶予された契約者

（ハ）取引先（債務者）が死亡または行方不明等となり、債権者自らでは債務整理  
手続きを行うことが困難な契約者

②一時貸付金

臨時の事業資金が必要な契約者

（貸付限度額）

解約手当金額の範囲内

（貸付限度額）

解約手当金額の範囲内

（貸付金利）

0.9%

（貸付期間）

1年

（問い合わせ先）

独立行政法人中小企業基盤整備機構

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構『中小企業倒産防止共済法施行規則の一部改正について』（平成23年4月8日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110408RensaDefKyouusai.htm>

同機構『中小企業の連鎖倒産を防ぐための共済制度の運用を一層改善します』（平成23年4月22日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110418Eq-T.html>

中小企業庁『中小企業支援ガイドブック』（平成23年5月2日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/index.html>

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/EqGuidebook-ver3.pdf>